



バイスタンダーによる応急手当 の実施率向上を目指して

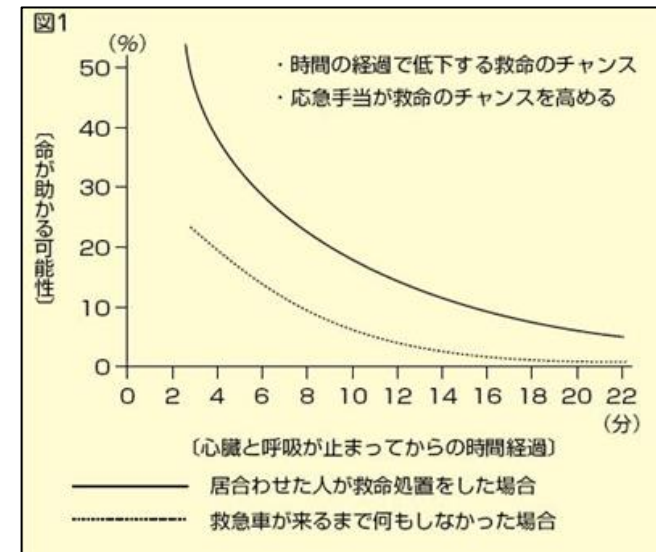
高橋 哲朗

ワークショップの目的と概要

病院外で心肺停止状態となった場合、その人の命が助かるかどうかはバイスタンダー（その場に居合わせた人）による応急手当の実施有無で大きく変わります。

本ワークショップでは、応急手当の実施率や、実施にあたる不安な要素などを分析したデータから、どうすればより多くの人に応急手当を実施してもらえるかを検討します。

人を助けるための一歩をどう踏み出すか、
一緒に考えましょう！



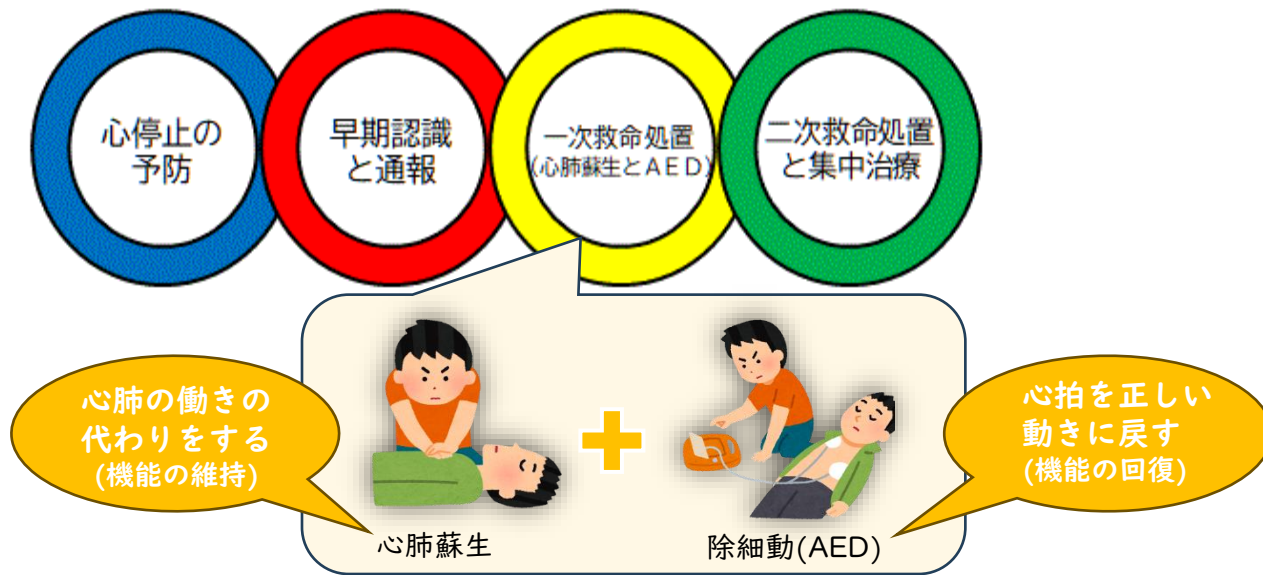
時間経過と救命率の関係

東京消防庁 応急手当の重要性より引用
(<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/life/kyuu-adv/joukyu/oukyu-01.htm>)

バイスタンダーによる応急手当の重要性

病院外で心停止状態となった時は、**バイスタンダー**（＝救急現場に居合わせた人）が**心肺蘇生と除細動(AED)**による1次救命処置を行うことで、救命効果が上昇します。

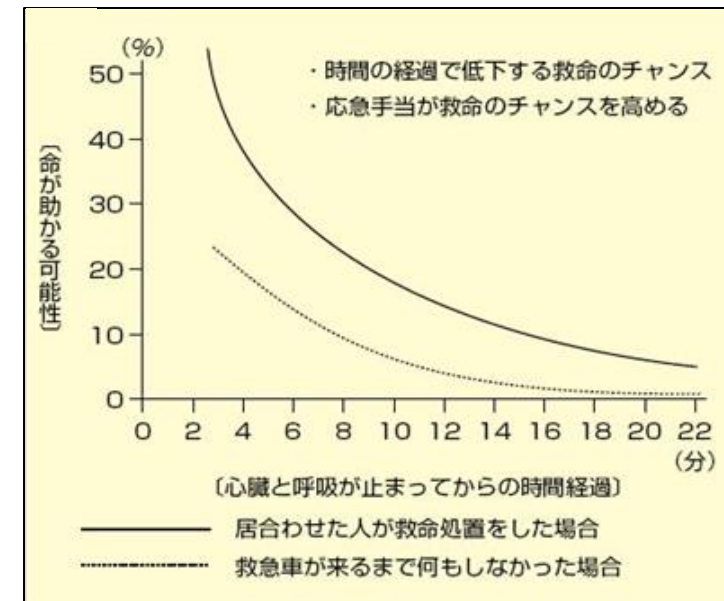
救命の連鎖



人命救助のためには、上記の「救命の連鎖」を途切れずにつなげることが必要です。

特に、連鎖の最初の3つはバイスタンダーにより行われることが期待されます。

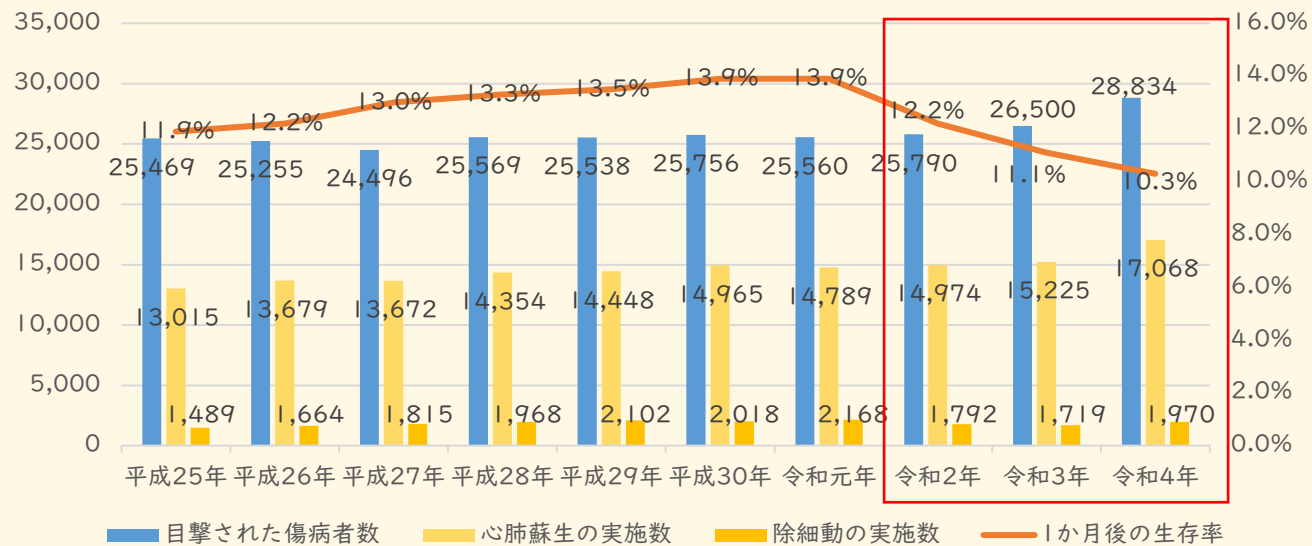
時間経過と救命率の関係



人が心停止に至った際、刻一刻と命が助かる可能性は低下します。バイスタンダーが応急手当をするか否かで、救命のチャンスは大きく変わります。

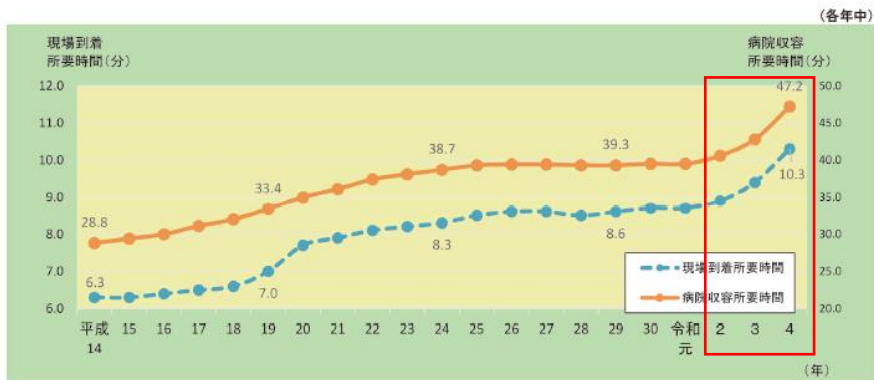
応急手当の実施数と生存率

一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者の生存率



※総務省消防庁 令和5年度版消防白書より引用

第2-5-3図 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

データソース

総務省消防庁 令和5年版救急救助の現況

(<https://www.fdma.go.jp/publication/rescue/post-5.html>)

- 心肺機能停止傷病者の数は増加傾向にある。
 - 傷病者の約4割は目撃があっても応急手当をされていない。
 - 心肺蘇生(機能の維持)の実施数は増加傾向にある。
 - 除細動(機能の回復)の実施数はほぼ横ばいである。
 - 傷病者の生存率は減少傾向にある。
-
- 救急車の現場到着時間、病院収容時間は延伸している。



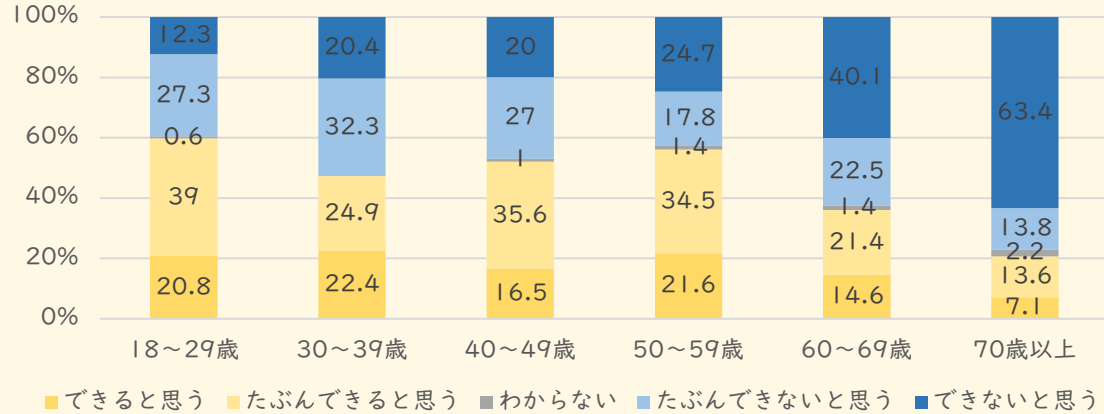
- 救急車の各所要時間の延伸により、心肺蘇生のみでは助からない傷病者が増えている。
- 応急手当の実施率の向上+除細動を併せて実施できることで、救命率を向上させることができるのでは。

自信の有無と不安要素

n=1790

年代	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上
人数	154	201	315	287	369	464

応急手当ができると思うか（年代別）



データソース

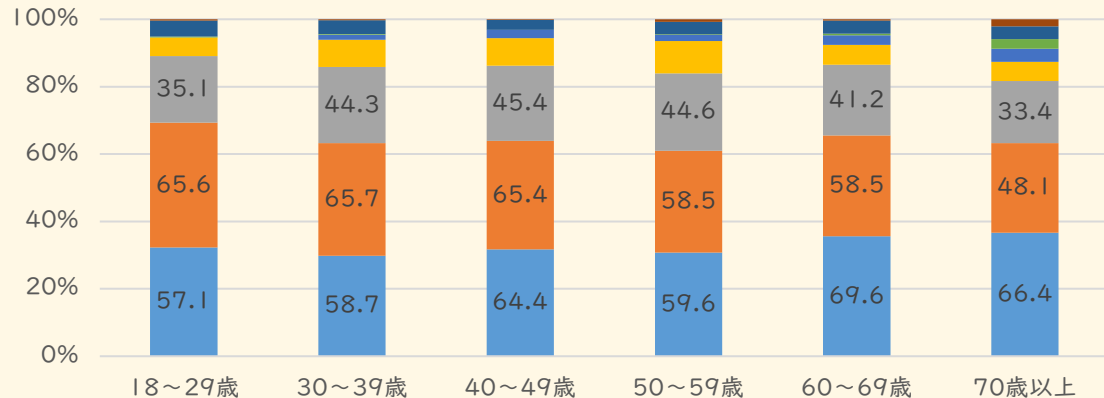
内閣府 救急に関する世論調査(平成29年7月調査)

(<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-kyukyu/2-5.html>)

- どの年代であっても、応急手当ができる自信がない人は4割以上。
- 不安に思う要素の8割以上が「正しくできるかどうか」「やり方を間違えて症状を悪化させないか」「失敗して責任を問われないか」の3つ。



応急手当で不安に思うこと（年代別） ※複数回答、上位3項目

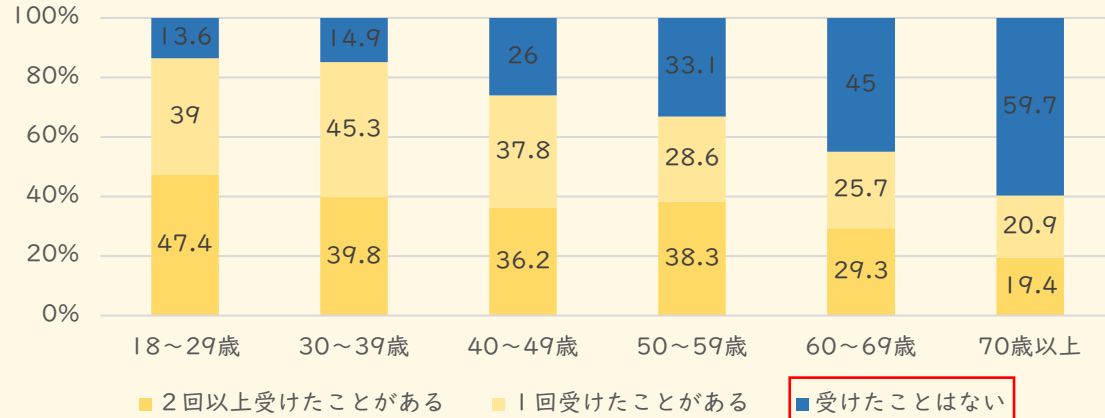


- 自信の有無は実施数にも影響しているように見える。
- 応急手当の実施にあたり 不安に思う要素を解消する方法を考えることで、応急手当の実施率を向上させることができるのでは。

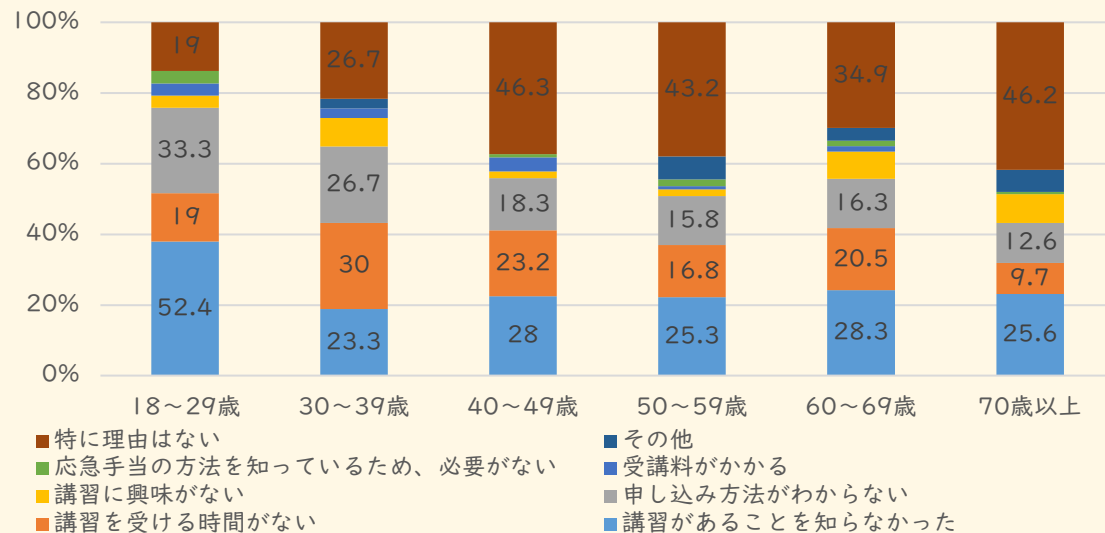
■ 正しくできるかどうか不安
■ やり方を間違えて症状を悪化させないか不安
■ 失敗して責任を問われないか不安
■ 体の接触で病気に感染しないか不安
■ ストレスで自分の体調をくずさないか不安
■ その他
■ 特になし
■ わからない

応急手当講習の受講有無

応急手当講習の受講の有無（年代別）



応急手当講習を受けたことがない理由（年代別）※複数回答、上位3項目



データソース

内閣府 救急に関する世論調査(平成29年7月調査)
<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-kyukyu/2-5.html>

- 応急手当講習の受講の有無は年代が上がるごとに減少する。
- 60歳未満の7割近くは1回以上応急手当講習を受講している。
- 受けたことがない理由の多くが、「講習があることを知らない」「受ける時間がない」「申し込み方法がわからない」「特に理由はない」である。



- 講習を受けたことがあるからといって、そのまま実施できる自信にはつながらないように見える。
- 応急手当の重要性や、応急手当講習の受講方法の周知をするだけでも、多くの人に受講してもらう機会が増える可能性がある。

参考：応急手当講習の種類

総務省消防庁 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱より
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/h23/2308/230831_1houdou/01_okyu.pdf

講習名	概要	受講時間	教材費※	認定等
普通救命講習Ⅰ	心肺蘇生法、大出血時の止血法	3時間	1,000円～ 2,000円程度	3年間
普通救命講習Ⅱ	心肺蘇生法、大出血時の止血法 ※受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする	4時間		3年間
普通救命講習Ⅲ	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、 大出血時の止血法	3時間		3年間
上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、 大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、 搬送法	8時間	2,000円～ 4,000円程度	3年間
救命入門コース	胸骨圧迫及びAEDの取扱い	1.5時間	-	なし
応急手当指導員講習 Ⅰ～Ⅲ	救命に必要な応急手当の指導要領等	8～24時間	-	3年間
応急手当普及員講習 Ⅰ、Ⅱ	救命に必要な応急手当の指導要領等 ※正式な講習指導は不可	4時間、24時間	5,000円～ 7,000円程度	3年間

※教材費は講習を実施する団体により異なります。

参考：WEBで受講できる応急手当講習



一般市民向け

応急手当WEB講習

(<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/index.html>)

総務省消防庁が一般市民向けに提供する応急手当のWEB教材です。

▶ 普通救命講習編

胸骨圧迫や人工呼吸、AEDの使い方など、「心肺蘇生法」について学習します。(約65分)

▶ 上級救命講習編

普通救命講習で学ぶ内容に加え、「包帯法」や「熱中症への対応」など、その他の応急手当を学習します。(約110分)

▶ はじめての応急手当編

小学生などを対象として、「心肺蘇生法」について学習します。(約30分)

▶ 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた救急蘇生法編

感染症の流行期に心肺蘇生法を実施する際の注意点等を学習します。(約4分)



普通救命講習編、上級救命講習編は修了テストに合格すると、WEB講習受講証明書が発行され、各地の消防局等で実施される救命講習の座学を免除できる場合があります。

参考：WEBで受講できる応急手当講習

普通救命講習編

修了テストを含めた8つのセクションで構成され、心肺蘇生法を中心に応急手当の意義と手法を学習することができます。

内容ごとに数分程度の短い動画で構成されているので、分割しての受講が可能です。

字幕付きの解説動画で、わかりやすく学習できます。单元ごとに小テストもあるので、学んだ内容を確認することも可能です。

ワークショップ参加前に「普通救命講習編」を受講いただくことを推奨します。

https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/01futsu/01oukyuteate-manabi/01_01_00.html

参考：バイスタンダーへの法的保護

バイスタンダーによる応急手当の実施については、民法、刑法においてバイスタンダーを保護するよう定められています。

➤ 民法第698条「緊急事務管理」

管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

➤ 刑法第37条「緊急避難」

自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。



法的に善意で行われた応急手当については保護される仕組みが整っており、バイスタンダーが訴訟を受けた事例は非常に稀です。

その他関連する項目

➤ バイスタンダー保険制度(東京消防庁 https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kouhouka/pdf/270903_2.pdf)

応急手当を実施したためにバイスタンダーがケガなどをした場合に、見舞金が支払われる制度。

➤ 善きサマリア人の法

アメリカ、カナダ、オーストラリアなどで施行される、「急病人や負傷者を救おうと、善意により良識的かつ誠実な行動をとった場合、失敗してもその責任を問われない」という主旨の法律。